

介護保険制度のお知らせ

住宅改修は施工前にご相談ください

介護保険制度では、在宅での自立生活を積極的に支援するために、要介護または要支援認定を受けている方が、現在居住している住宅に、手すりの取り付けや床段差の改修等介護保険で定める住宅改修を行った場合、住宅改修費を支給しています。

しかし、住宅改修を行った後で、介護保険で定める内容の改修ではなかったため、住宅改修費の支給の対象とならない事例が見られます。こうしたことを防止するため、住宅改修を行う場合は、事前にケアマネジャーまたは地域の在宅介護支援センター

にご相談ください。住宅改修費の支給では、住宅改修に要した費用をいったん全額負担していただき、申請に基づいて保険給付分の9割(支給限度基準額20万円)を償還払いにより支給しています。住宅改修の内容およびサービスの利用手順は、下表のとおりです。

生計困難者の介護保険サービスの利用者負担が軽減されます

介護保険サービスを利用した際に負担する1割の利用者負担が、2分の1軽減されます。

この事業の主な内容は、次のとおりです。

軽減対象者

世帯全員が住民税非課税で、次の要件をすべて満たす方
世帯の年間収入が基準収入額(1人世帯の場合は120万円とし、世帯構成員が1人増える毎に50万円を加えた額)以下であること
世帯の預貯金額が基準収入額の2分の1以下であること

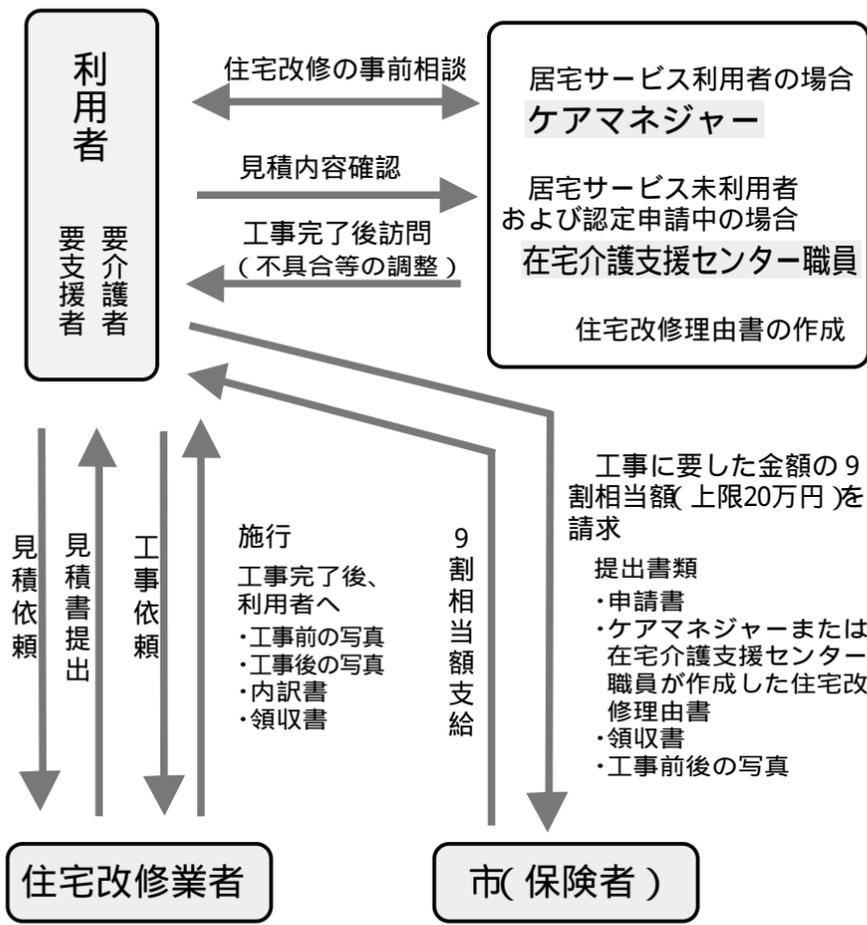
介護保険料を滞納していないこと
ただし、次のいずれかに該当する方は、対象となりません。

生活保護法の被保護者
訪問介護については、国の特別対策である「法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担軽減措置」および「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置」の適用を受けている方

申請書
介護保険被保険者証をご持参のうえ左記申請窓口までお越しください。
「申請書」および「収入及び預貯金申告書」に記入していただきます。

介護保険課(☎☎内線1555、1556、☎☎内線2321、2326)

介護保険サービス(住宅改修)の利用手順 ~まず介護保険の認定申請から始まります~



介護保険での住宅改修の内容

手すりの取り付け	廊下、便所、玄関から道路までの通路等に設置するもの(転倒予防、移動、移乗動作の補助となるもの)
段差の解消	居室、廊下、便所、浴室・玄関等の各室間の床の段差を解消するもの 玄関から道路までの通路等の段差を解消するもの
滑り防止・移動の円滑化等のための床または通路面の材質の変更	例:居室(畳敷から板材やビニール系床材等への変更)、通路面(滑りにくい舗装材への変更など)
引き戸等への扉の取り替え	扉全体の変更(開き戸を引き戸、折り戸へ取り替える)、ドアノブの変更など(自動ドアに取り替える場合、自動ドアの動力部分の設置は除く)
洋式便器等への取り替え	和式便器から洋式便器への取り替え ただし、和式便器から暖房便座・洗浄機能が付加されている洋式便器への取り替えは対象となるが、すでに洋式便器である場合のこれらの機能の付加は除く。非水洗和式便器から水洗(簡易水洗)洋式便器に取り替える場合の工事部分は除く。
その他(上記の改修に伴って必要となる改修)	手すりの取り付けのための壁の下地補強 浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事 床材の変更のための下地の補強等 扉の取り替えに伴う壁または柱の改修工事 便器の取り替えに伴う給排水工事・床材の変更等

審議会等開催情報

2月前半に開催される審議会等についてお知らせします。会議の日程・議題等は、変更となる場合がありますので、傍聴を希望する方は、あらかじめ担当課へお問い合わせください。会議開催予定は、市報のほか、西東京市ホームページ、両庁舎入口の掲示板でお知らせしています。

会議名	とき	ところ	議題	傍聴人数	担当課(内線)
介護保険運営協議会	2月1日(金) 午後1時~3時	スポーツセンター1階会議室	各種調査結果の速報値について	15人	介護保険課(2321)
行財政改革推進委員会	2月5日・12日(火) 午前9時30分~正午	田無庁舎3階庁議室	答申項目について	10人	企画課(1115)
まちづくり市民会議(市民との協働部会)	2月6日(水) 午後7時~9時	田無庁舎5階502・503会議室	市長への提言 [※]	10人	企画課(1111)
保健福祉審議会	2月7日(木) 午後7時~9時	防災センター6階講座室2	保健福祉の基本的な考え方 [※]	10人	保健福祉総合調整課(2472)
男女平等参画推進情報誌編集委員会	2月8日(金)・16日(土) 午後7時~9時	インゲビル3階第4会議室	内容の検討	10人	生活文化課(1420)
田無公民館運営審議会	2月12日(火) 午後5時30分~8時	田無公民館会議室	主催講座の審議 [※]	5人	田無公民館(1673)
中小企業従業員退職金等共済運営審議会	2月14日(木) 午前10時~正午	田無庁舎議会議棟4階第3委員会室	今後の方向性について [※]	10人	産業振興課(1442)
スポーツ振興審議会	2月14日(木) 午後6時~8時	保谷庁舎3階教育委員会会議室	スポーツ振興計画の策定	10人	社会教育課(2715)
保谷公民館運営審議会	2月15日(金) 午前10時から	保谷公民館第3会議室	主催事業の企画について	5人	保谷公民館(☎64-8211)
交通安全対策会議	2月15日(金) 午後1時30分から	田無庁舎3階庁議室	計画素案について	5人	交通計画課(2471)

田無地域 2月11日(月)は 燃やせるごみは収集しません
2月11日は祝日のため、燃やせるごみの収集は、翌日12日(火)になります。12日の古紙・古布の収集はお休みします(田無地域のみのみ)。
ごみ・資源物は、収集日当日の朝8時30分までに集積所に出してください。
ごみ減量推進課(☎☎内線222)

児童手当・児童育成手当
2月定期例支払のお知らせ
現在児童手当・児童育成手当を受給中の方に、10月から1月分までの手当を2月15日ごろ振り込みます。振り込み日は、銀行の都合により多少前後することがありますので、ご了承ください。
子育て支援課(☎☎内線1525、1528、☎☎内線2141)